

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 奈良県 |
| 3. 市区町村名 | 御所市 |
| 4. 届出番号 | 20 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 65-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.gose.nara.jp/0000000485.html |

執行機関名 御所市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 重度心身障害老人等医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 45 | |
| ③番号法別表第2の項 | 65 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 御所市個人番号の利用に関する条例別表第1 第4の項 重度心身障害老人等医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条 | 御所市重度心身障害老人等医療費助成要綱(平成23年御所市告示第82号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 | 第一条 この告示は、重度の心身障害の状態にある又はひとり親家庭等の老人が医療機関等で受診した場合において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)その他の法令の規定により負担した一部負担金等について助成を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 御所市重度心身障害老人等医療費助成要綱(平成23年御所市告示第82号) |